

## 4. 業務制限

**問題1**  調査士は、過去に公務員として職務上取り扱った事件であっても、表示に関する登記について必要な土地についての測量業務であれば行うことができる。

---

**問題2**  調査士が、Aから筆界特定の手続について法務局に提出する書類の作成を受任している場合において、Aの相手方であるBから他の筆界特定手続の代理業務を受任するには、Aの同意が必要である。

**問題3**  調査士法人Xが、Aから筆界特定手続の代理業務を受任している場合において、Xの使用人である調査士Yは、自らこれに関与しているときは、Aの同意があれば、その相手方Bから他の筆界特定手続の代理業務を受任することができる。

---

**問題4**  民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的としない調査士法人Xが、Aから筆界特定手続の代理業務を受任している場合において、Xの社員である民間紛争解決手続認定調査士Yは、自らこれに関与しているときであっても、Aの同意があれば、その相手方Bの他の民間紛争解決手続代理関係業務を受任することができる。

---

## 4. 業務制限

### 解答1 ×

調査士は、公務員として職務上取り扱った事件については、その業務を行ってはならない（法22条の2第1項）。これは、調査や測量も含めたすべての業務を行うことができないということである。

#### HINT

ここで「公務員」とは、筆界特定における筆界調査委員等、「仲裁人」とは民間紛争解決手続における仲裁人を指す。これらの立場として取り扱った事件については、その後、筆界特定や民間紛争解決手続に限らず、あらゆる業務を受任することができない。

### 解答2 ×

現に受任している事件が、筆界特定の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成である場合には、その相手方の他の事件を受任するときに、依頼者の同意は不要である（法22条の2第2項3号）。

### 解答3 ○

調査士法人の使用人は、調査士法人が筆界特定手続代理関係業務（書類作成を除く）を受任している事件で、自ら関与していた場合は、その相手方の他の事件については、依頼者の同意があれば筆界特定手続代理関係業務を行うことができる（法22条の2第2項7号）。

#### HINT 1

もし「Yが自ら関与していなかった場合」は、Aの同意不要でBから受任することができる。

#### HINT 2

もし「Yが社員であった場合」は、競業禁止規定に抵触するため、Aの同意があつても筆界特定手続の代理業務を行うことはできない。

### 解答4 ○

民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的としない調査士法人の社員である民間紛争解決手続認定調査士は、調査士法人が筆界特定手続代理関係業務（書類作成を除く）に関するものとして受任している事件で、自ら関与していた場合は、その相手方の他の事件については、依頼者の同意があれば民間紛争解決手続代理関係業務を行うことができる（法22条の2第3項2号）。

#### HINT

法人が民間紛争解決手続代理業務を行うことを目的としているので、競業禁止規定に抵触しない。

もし「自ら関与していなかった場合」は、Aの同意不要でBから受任することができる。

**問題5**

□□□

調査士法人Xの使用人であった調査士Yは、業務に従事していた期間内に、Xが筆界特定手続の代理業務について、相手方の協議を受けて賛助した事件で、自らこれに関与していたものについては、Xを脱退した後であっても、筆界特定手続について法務局に提出する書類の作成業務を行うことはできない。

---

**問題6**

□□□

---

民間紛争解決手続代理関係業務は、認定調査士であれば単独で受任することができる。

**解答5 ○**

調査士法人の使用人調査士としてその業務に従事していた期間内に、当該調査士法人が、筆界特定手続代理関係業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助した事件であって、自らこれに関与したものは、筆界特定手続代理関係業務を行うことはできない。これは書類の作成であってもできない。

**HINT**

法人脱退後の元社員・元使用人は、脱退前に自ら関与した「同一事件」について筆界特定手続代理関係業務を受任することができない。なお、「書類の作成」が業務制限にかかるのは、「現に受任している事件が書類の作成」で、相手方の「他の事件」を受任するときである。

**解答6 ×**

民間紛争解決手続代理関係業務は、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、行うことができる（法3条2項）。認定調査士単独では受任することができない。